

月1で学ぶ！  
消費者の賢コツ

# 成年年齢の引き下げ について①

民法改正により2022年4月1日より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これにより2022年4月1日時点で18歳、19歳の人は2022年4月1日に新成人となります。

## 2022年4月1日以降、18歳から可能になること

- 親の同意がない契約
  - ・携帯電話の契約
  - ・ローンを組む
  - ・クレジットカードを作る
  - ・1人暮らしの部屋を借りる
- 10年間有効のパスポートの取得
- 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格の取得
- 結婚(男女とも結婚可能年齢を18歳に統一)  
※例外あり
- 性同一性障害の人の性別取扱変更の申し立て

成年年齢が18歳に引き下げられても20歳に達しないと許可されないことがあります。これは心身への影響や社会的な責任を考慮したうえでの決まりとなっています。  
成年年齢引き下げが、私たちの暮らしにどのような影響を与えるのか確認しておきましょう。

- 渋川市消費生活センター ☎22-2325  
月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)
- 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



## 2022年4月1日以降も20歳から可能になること

- 飲酒
- 喫煙
- 競馬や競輪、オートレースなどのギャンブル
- 大型・中型自動車免許などの取得
- 養子をむかえる

